

特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会
会 費 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会（以下「協議会」という。）定款第8条の規定に基づき、会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 協議会の会費年額は、別表のとおりとする。

(会費の納期)

第3条 会費は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入退会)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の会費の納入は、協議会から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

2 定款12条の規定に基づき既納の会費は、返還しない。

(会費の免除)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第2条の規定にかかわらず、会費を免除することができる。

- (1) 正会員である法人に属する個人正会員について、当該法人正会員から会費の免除申請があった場合
- (2) 個人正会員であって、免除すべき相当の事由があると認める場合

附 則

この規程は、協議会の登記の日から施行する。ただし、この協議会の法人登記前（平成26年3月19日から法人登記の前日まで）にされた会費に関する行為は、この規程の定めによりされた行為とみなす。

この規程は、令和3年5月28日から施行する。

第4条第3項及び第4項削除

別表（第2条関係）

| 種 別 | 基 準 | 会費（年額） |
|-------|--------------------------|----------|
| 正 会 員 | 協議会の目的に賛同し、事業に参加する個人又は法人 | 60,000 円 |
| 賛助会員 | 協議会の事業を賛助するために入会する個人又は法人 | 無し |